第七十七条中「第百三十七条第三項」を「第百三十六条第二項及び第百三十七条第三項」に改め、「基づき」の下に「損失に相当する額及び」を加える。

第七十八条第二項中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に改める。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第六条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「規定する目論見書」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第八号中「規定する通知書」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第九号中「規定による届出書」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第十号中「規定する参照書類」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第十六号中「規定する通知書」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第十七号中「規定する発行登録書」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第十八号中「規定する発行登録追補書類」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第十九号中「規定する有価証券報告書」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第二十号中「規定する半期報告書」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加え、同条第二十一号中「規定する臨時報告書」の下に「であつて外国債等に係るもの」を加える。

第一条の二中「の各号」を削り、同条第一号中「法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による」を削る。

第一条の六第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「記載」の下に「され、又は記録」を加える。

第三条中「規定による有価証券通知書」の下に「の」を加える。

第三条の二第二号中「法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による」を削る。

第四条第一項中「同じ。）」の下に「（これらの訂正に係る書類を含む。）」を加え、「（第十一条の二第一項第三号において「代理人」という。）」を削り、同条第二項中「法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による発行登録書又は法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類」を「発行登録書又は発行登録追補書類（これらに係る訂正発行登録書を含む。）」に改める。

第七条第一項中「第五条第十三項」を「第五条第十三項ハ中「提出日以後次」の下に「の(1)又は(2)」を加え、「次に定める」を「当該(1)又は(2)に規定する」に改める。

第十一条の二第三号中「その代理人」を「第四条第一項若しくは第二項の規定により発行者を代理する権限を有する者」に改める。

第十一条の十二第一項各号列記以外の部分中「準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項」を「読み替えて準用する法第十三条第二項本文」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第一号イからトまで以外の部分中「発行登録目論見書」を「発行登録目論見書次に掲げる事項」に改め、同号ヘ中「以後次の各号」を「以後次のイ又はロ」に、「（次の各号」を「（当該(イ)又はロ」に改め、同項第二号イからハまで以外の部分中「発行登録仮目論見書」を「発行登録仮目論見書　次に掲げる事項」に改め、同項第三号イ及びロ以外の部分中「発行登録追補目論見書」を「発行登録追補目論見書　次に掲げる事項」に改め、同号イ中「提出日以後次」の下に「の(1)又は(2)」を加え、「次に定める」を「当該(1)又は(2)に規定する」に改める。

第十三条第二項中「第四条」を「第四条第三項」に改める。

第十三条の二第一項中「第四条」を「第四条第三項」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同条第四項中「記載」の下に「され、又は記録」を加える。

第十四条の四第二項中「第四条」を「第四条第三項」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「掲げるもの」を「掲げる社債券」に改め、同条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　新株予約権　新株予約権証券に表示されるべき権利をいう。

第一条第十四号を次のように改める。

十四　有価証券届出書　法第五条第一項の規定による届出書であつて有価証券に係るものをいう。

第一条第十四号の三中「規定する参照書類」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十四号の四中「規定する外国会社届出書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十五号中「規定する目論見書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十七号中「規定による通知書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十七号の二中「規定による通知書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十七号の三中「規定する発行登録書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十七号の四中「規定する発行登録追補書類」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十八号中「規定する有価証券報告書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十八号の二中「規定する外国会社報告書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十九号中「規定する半期報告書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十九号の二中「規定する臨時報告書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十九号の三中「規定する外国会社半期報告書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第十九号の四中「規定する外国会社臨時報告書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第二十号中「規定する自己株券買付状況報告書」の下に「であつて有価証券に係るもの」を加え、同条第二十八号中「有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出の日前に」を削り、「第六条」の下に「及び第十五条の三」を加える。

第二条第三項中「の各号」を削り、同条第四項第二号中「法第二十三条の八第一項の規定による」を削り、「掲げる有価証券」の下に「又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一号ニに掲げる有価証券の性質を有するもの」を加える。

第二条の六第一項中「の各号」を削り、同条第二項第二号中「記載」の下に「され、又は記録」を加える。

第四条第二項第一号イからハまで以外の部分中「内国会社」を「内国会社　次に掲げる書類」に改め、同項第二号イからハまで以外の部分中「外国会社」を「外国会社　次に掲げる書類」に改め、同号イ中「掲げる書類」を「定める書類」に、「、外国会社」を「外国会社」に改め、同条第四項中「の各号」を削り、同項第五号中「取得した新株予約権証券」の下に「（同号に規定する新株予約権証券であつて有価証券であるものをいう。以下この号及び第十一条の四第二号ホにおいて同じ。）」を加え、「同号」を「法第二条第六項第三号」に改める。

第六条第二号中「法第二十三条の八第一項の規定による」を削る。

第七条第一項中「第六項」の下に「（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を、「外国会社届出書」の下に「（これらの訂正に係る書類を含む。）」を加え、「（第十四条の二第一項第三号において「代理人」という。）」を削り、同条第二項中「法第二十三条の三第一項の規定による発行登録書又は法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類」を「発行登録書又は発行登録追補書類（これらに係る訂正発行登録書を含む。以下この項において同じ。）」に、「発行登録又は」を「発行登録書又は」に改める。

第九条の二中「の各号」を削り、同条第二号中「法第二十三条の八第一項の規定による」を削る。

第九条の六第一項中「規定する届出書提出外国会社」の下に「又は届出書提出外国者」を加える。

第十条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十三項」に、「定める書類を」を「掲げる書類を」に改め、同項第一号中「有価証券届出書」を「有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同号ホ中「には、」の下に「当該契約の」を加え、同号ヘ中「契約の」の下に「契約書の」を加え、同項第二号イからハまで以外の部分中「有価証券届出書」を「有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、